

有田市 障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	有田市	
任命権者	有田市長	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
有田市における障害者雇用に関する課題	有田市は、令和6年6月1日時点の「障害者任免状況通報書」において、障害者の法定雇用率を達成しているところであるが、令和8年7月より法定雇用率の引き上げが予定されており、今後も継続的な採用活動を進めていくとともに、障害者である職員の活躍や定着のために、より一層の体制整備や取り組みが必要である。	
目標		
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：3. 19％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。	
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。	
③キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 障害者である職員の新たな職域の開拓を行う （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
	(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として総務課人事係長を選任する。 ○障害者である職員から相談があった場合には、相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて産業医や臨床心理士と連携を図る。
	(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や「あいサポーター研修」等への参加を推進する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障害者の能力や希望を踏まえ、年に1回以上、各部署とのヒアリングを実施し、職務の選定及び創出について検討を行う。

		○意向調査や面談を活用し、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○障害者からの要望を踏まえ、職場環境の整備や就労支援機器の購入を検討する。 ○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○意向調査や面談により、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応する。
	(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等を踏まえつつ、研修制度において、OJT、Off JT、自己啓発の取組を効果的に進め、能力開発を行う。
	(5) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等を行う。 ○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。